

# 速報！さくらユウワ通信

## マイナンバーカードの健康保険証利用の申込が開始しています！

2021年3月より医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーに「ピッ」とかざすだけで健康保険証として利用できるようになります。その利用申込が2020年8月より、すでに開始しています！

### 利用申込

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、**マイナポータルで利用の事前申込が必要です**。この**マイナポータル**とは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索、ワンストップによるオンライン申請、行政からのお知らせの受け取りができる自分専用のサイトです。

※マイナポータルサービストップ ([https://myna.go.jp/SCK0101\\_01\\_001/SCK0101\\_01\\_001\\_InitDiscsys.form](https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form))

### 事前に準備するもの

- ① 申込者のマイナンバーカード+数字4桁の暗証番号（パスワード）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン等
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータルAPのインストール

↓③のインストールはコチラから



iOS版



Android版

### 利用による6つのメリット

#### 1 健康保険証としてずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※保険者への加入の届出は引き続き必要です。

#### 2 医療保険の資格確認がスピーディに！

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



#### 3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

#### 4 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、令和3年3月(予定)から自分の特定健診情報を、令和3年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

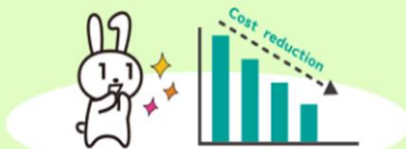


※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

#### 5 医療保険の事務コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



#### 6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(令和3年10月予定)。また、令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



【問い合わせ先】 マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）電話番号 0120-95-0178

平日 午前9時30分から午後8時00分 土日祝 午前9時30分から午後5時30分

【杉山 亜夢里】